## 広島県選挙管理委員会告示第九十八号

投票の順序及び開票を同時に行わない場合の開票の順序を次のとおり定める。 条の規定に基づき、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における 島市安佐北区選挙区補欠選挙において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二 令和七年十一月九日執行の広島県知事選挙並びにこれと同時に執行する広島県議会議員広

令和七年十月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻

茂

## 投票の順序

広島県知事選挙

- 広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙

## 開票の順序

- 広島県知事選挙
- 広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙